

中労委の証人喚問強制権限発動なるか！ 審問傍聴のお願い

3月4日午前11時より12時まで中労委で、日本ブリタニカ闘争の奥井社長証人喚問の強制権限発動の可否を決定するという、決定的な審問が行われます。ご多忙のことと思いますが、1人でも多くの労働者、労働組合が傍聴参加し、中労委のこれ以上の反動化を許さず、強制権限を発動するよう要求されることを要請します。

3月4日の審問は、昨年12月12日に組合が提出した奥井社長証人喚問の強制権限発動の申立書に対して、中労委が決定を下す日となっています。

[強制権限申立書提出の経緯]

2006年8月再審査申立

当初中労委は、奥井社長証人採用を拒否する発言をした。

組合は団交にも出てこない奥井社長の証人採用こそがこの解雇問題解決の要であるという闘いを組んだ。

2007昨年7月、反動化を深めるあの中労委に、ついに奥井社長の証人採用を認めさせた。中労委は、公益委員の職権で日本ブリタニカに奥井社長の証人出頭を文書要請し、この争議の要である、'01年3月の日本ブリタニカの事業閉鎖、340名解雇に関連するシカゴ本社とのやり取りを、陳述書にして提出するよう、文書要請したことを明らかにした。

しかし、昨年9月、日本ブリタニカは奥井社長の証人出頭も、陳述書の提出も拒否した。

中労委の渡辺公益委員は当初、出頭拒否も陳述書提出拒否も容認して結審しようとした。

組合は日本ブリタニカが中労委の証人採用決定を拒否できる理由は、労組法上も労働委員会規則にもないと迫り、拒否の法的根拠を明らかにするよう迫った。

困窮した中労委は、組合が労組法にのっとり強制権限発動の申立をするを正式に認めた。

組合は昨年12月12日に申立書を提出した。

今年1月18日、日本ブリタニカは証人出頭する必要なしの答弁書を提出した。

組合は会社側文書の開示要求をした。

中労委は組合の文書開示要求にこたえず、3月4日審問開始を通知した。

以上のように、反動化を深める労働委員会にあって、一度自ら証人採用を認め、文書で出頭要請したにもかかわらず、会社側が拒否したからと、あっさり不問に付して結審しようとしている、正常な審査指揮とは思えない中労委の渡辺公益委員の態度を許してはなりません。

改悪新労組法になってから、強制権限発動は強い拘束力を持つようになった結果、実際に発動されたのはほんの数件しかありません。日本ブリタニカの場合も、発動される見込みはほとんど無いといってよいでしょう。

ことはひとり日本ブリタニカだけの問題ではありません。これからの闘う労働組合にとっても、労働委員会の反動化を阻止する大きな課題であるはずで。

ひとりでも多くの労働者、労働組合が傍聴に結集し、中労委の反動化を許さないという、抗議の声をあげることを要請します！！！！

2008年2月15日

ユニオン東京合同 執行委員長 佐藤陽治